

「橋本行動計画」の概要

国連「水と衛生に関する諮問委員会」(議長：橋本元総理)は、第4回世界水フォーラム(2006年3月、メキシコ)において、水と衛生問題解決に向けた「行動計画(Your Action、Our Action)」を公表。同行動計画は、以下の通り、水と衛生分野において、6分野で各国政府や国際機関がとるべき具体的な行動を提案し、その行動実現に向けた諮問委員会自身の活動内容を明らかにしたもの。

- 1. 資金調達**：地域機関は、ガバナンスと透明性を確保するためのプログラムを設定すべき。地域金融機関と世銀は、地方の事業体及び地方資金市場を開発するプログラムを設定する。また、援助機関は、これらの分野に資金を提供する。
- 2. 水事業体パートナーシップ**：国連水関連機関調整委員会は、水事業体パートナーシップに対する国連関係機関からの支援を要請する。諮問委員会は行動プログラムを作り、その実現のため公共機関と国際社会に呼びかける。
- 3. 衛生**：2008年(平成20年)を「国際衛生年」とする。同年に国連地域事務所が各地域でハイレベルな会議を開催する。国連開発の10年の総括として、進捗状況を確認するために国連が「国際衛生会議」を開催する。諮問委員会は援助機関や関係機関、政府と共に衛生の優先度の向上を目指す。
※「橋本アクションプラン」の提案通り、2006年(平成18年)12月の国連総会において、2008年(平成20年)を国際衛生年とする決議が採択。
- 4. モニタリング**：国連事務総長は、国連機関の幹部と共同して、ジョイント・モニタリング・プログラムにふさわしい予算や人員の配分についての優先度を高め、統合水資源管理の目標に関して、2008(H20)年の国連持続可能な開発委員会に進捗状況を報告するよう各国に求める。各国政府水と衛生へアクセスできる人数を毎年計測・報告するよう求める。OECDは資金調達などの目標を踏まえ向上させる。諮問委員会は財政機関等に働きかける。
- 5. 統合水資源管理**：国連事務総長は国連加盟国に進捗状況を調査し、2008(H20)年の国連持続可能な開発委員会第16会期(CSD16)に報告するよう要請するよう求める。国連経済社会局にデータベースの構築を求める。
- 6. 水と災害**：国際社会が、世界的に統一された政治的な意思に基づき、水の災害に起因する生命・生活の損失削減に向けた世界行動の指針を表明した明確な目標を設定する必要がある。国と地方の政府は、災害発生中あるいは発生後の安全な飲料水と衛生の即時の提供を確保すべき。諮問委員会はそのような努力を支持し、国際社会による共通の目標の実現に向けて関係者と協力する。